

地方活力向上地域における 県税の課税免除等について

事業者のみなさまへ

～～ 目 次 ～～	ページ
I 課税免除等の概要	1
II 申請書類の記載要領及び記載例	
1 課税免除等申請書の記載要領	6
2 課税免除等申請書の記載例	8
3 事業所全体の配置図	11
4 課税免除対象施設等に係る建物の平面図 (機械装置及び従業者の配置図)	12
5 投下資本の種類別総額	13
6 月別業務別従業者数明細書 (記載例)	14
7 従 業 者 名 簿 (記載例)	15
8 特別償却等をしなかった理由書 (記載例)	16

地方活力向上地域における県税の課税免除等の概要

地域再生法（以下「法」という。）の規定により、県が国の認定を受けた地域再生計画の実施地域において、本社機能の移転又は拡充を行う事業者が、一定の施設等の新設又は増設した場合で次の要件に該当するときには、申請により県税の課税免除等の適用が受けられます。

1 課税免除等の要件

（１）対象となる者

地域再生計画の公示の日から、令和８年３月31日までの間に、県に対象事業^{（※１）}に係る計画（地方活力向上地域特定業務施設整備計画）の申請を行い、認定を受けた個人又は法人事業者（通算法人を含む）が対象となります。

※１ 対象事業

- ① 移転型事業[※] 東京23区にある本社機能を移転し、特定業務施設^{（※２）}を整備する事業（法第17条の２第１項第１号に掲げる事業）
- ② 拡充型事業 地方にある本社機能を拡充又は東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業（法第17条の２第１項第２号に掲げる事業）

※２ 特定業務施設

- ① 事務所であって、次のいずれかを有するもの
 - ア 調査及び企画部門
 - イ 情報処理部門研究開発部門
 - ウ 国際事業部門
 - エ 情報サービス事業部門
 - オ その他管理業務部門
- ② 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

（２）対象となる施設等

特定業務施設及び特定業務児童福祉施設^{（※３）}のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもののうち、次の①、②の両方に該当する施設等並びに③に該当する土地が対象となります。

- ① 県の認定を受けた日から３年以内に新設又は増設した施設等（建物及び建物附属設備、機械及び装置等のうち一定のもの）であること。
- ② 当該施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者、中小企業者及び中小通算法人は1,900万円）以上のものであること。
- ③ 土地については、地域再生計画の公示の日以後に取得され、かつ、当該土地の取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする①、②に該当する家屋の建設の着手があった場合に対象となること。

※３ 特定業務児童福祉施設

従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって、一定のもの

2 課税免除等の対象となる県税

(1) 個人事業税（移転型事業）

移転型事業に係るもの及び特定業務施設の用に供するものに限り、対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年に係る事業税が対象となります。

(2) 法人事業税（移転型事業）

移転型事業に係るもの及び特定業務施設の用に供するものに限り、対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から起算して3年以内に終了する各事業年度の事業税が対象となります。

(3) 不動産取得税（移転型事業、拡充型事業）

① 家屋の取得に係る課税免除等

対象事業の用に直接供される家屋が対象となりますが、1棟の家屋を対象事業の用とその他の用に共用する場合は、用途により区分し、対象事業部分にのみ課税免除等を適用します。

ア 課税免除（移転型事業）

課税免除の額は、対象の家屋に課される税額になります。

イ 不均一課税（拡充型事業）

不均一課税の額は、対象の家屋に適用される税率に10分の1を乗じて得た率を適用して算定します。

② 土地の取得に係る課税免除等

地域再生計画の公示の日以後に取得された土地で、その取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記①の家屋の建設の着手があった場合に対象となりますが、家屋の対象部分の水平投影面積に相当する部分に限ります。

ア 課税免除（移転型事業）

課税免除の額は、対象の土地に課される税額になります。

イ 不均一課税（拡充型事業）

不均一課税の額は、対象の土地に適用される税率に10分の1を乗じて得た率を適用して算定します。

3 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

- ① 課税免除等申請書（申請する税目ごとに提出してください。）
- ② 事業税申告書の写し（法人事業者のみ。分割法人の場合は、課税標準の分割に関する明細書の写しを添付してください。）
- ③ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定申請書、認定通知書及び実施状況報告書の写し
- ④ 事業所全体の配置図、課税免除対象施設等に係る建物の平面図（機械装置及び従業員の配置図）
- ⑤ 投下資本の種類別総額（固定資産台帳等既存の資料で内容が分かるときはその写しで構いません。）
- ⑥ 所得税確定申告書の写し及び当該所得税確定申告書に添付した特別償却又は所得税の特別控除を受けようとする減価償却資産の明細書の写し（個人事業者のみ）
- ⑦ 法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し（法人事業者のみ。別表16が種類ごとの総額で記載されている場合は、新設又は増設した個々の資産の取得及び償却内容が分かる当該明細書作成の基礎となった固定資産台帳等の写しを添付してください。）
- ⑧ 月別業務別従業者数明細書（月末の従業者数を記載してください。）
- ⑨ 従業者名簿
- ⑩ 貸借対照表、損益計算書

- ⑪ 特別償却等を行わなかった理由を記載した書面（赤字等の理由により、所得税又は法人税の計算において法に規定する特別償却等を適用しなかった場合に限り提出してください。）
- ※ 所得税又は法人税の課税の特例（特別償却又は税額控除）を受けない場合は、⑥又は⑦の書類の提出を要しません。
- ※ 事業税額が発生しない年又は事業年度については、課税免除等申請書の提出を要しません。また、同一事業に係る２年目以降の事業税の課税免除を申請する場合は、①、②、⑧、⑨、⑩の書類のみを提出してください。
- ※ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を営む者で、収入金により事業税額を算定している場合は、④の従業員の配置図、⑧及び⑨の書類の提出を要しません。

（２）提出期限

課税免除等の申請書類の提出期限は、次のとおりです。

税 目	提 出 期 限
個人事業税	課税免除を受けようとする税額に係る事業税の申告の期限（通常は、事業年の翌年の３月15日）
法人事業税	課税免除を受けようとする税額に係る事業税の確定申告の期限（期限が延長されている場合は延長された期限）
不動産取得税	個人事業税又は法人事業税の提出期限と同じ。

ただし、事業税の課税免除を受けた後、次の事由が発生した場合は、それぞれの期限までに改めて提出してください。

税 目	事 由	提 出 期 限
個人事業税	課税免除を受けた事業年に係る個人事業税の訂正通知を受けた場合	当該通知に係る納期限
法人事業税	課税免除を受けた事業年度に係る法人事業税の修正申告をする場合	修正申告の期限（遅滞なく修正申告をすべき場合にあっては、当該修正申告をする日）

（３）提出先

- ① 事業税：事業税の申告書を提出すべき広域振興局長
- ② 不動産取得税：対象施設等の所在地を管轄する広域振興局長
- ※ 提出先が県南広域振興局長、沿岸広域振興局長又は県北広域振興局長となる場合には、管轄区域を分掌する本局、県税センター又は県税室に提出してください。

4 その他

- (1) 課税免除等については、上記3(1)の提出書類の内容を調査確認して決定するものですから、対象となる県税について申告した場合又は賦課決定された場合には、それぞれの納付期限までに納付してください。この場合、納付した県税については、課税免除等決定後に相当額を還付することとなります。
- (2) 個人事業税申告又は法人事業税確定申告の税額について課税免除を受けた後に減額更正を受けた場合には、当該申告時の課税免除の額が結果的に過大になることから、その相当額については、おって送付する課税免除等取消通知書に同封する納付書で納付してください。

【振興局の所在地、管轄区域等】

名 称	所在地（電話）	管 轄 区 域
盛岡広域振興局県税部	盛岡市内丸11-1 (019-629-6532)	盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町
県南広域振興局県税部	奥州市水沢区大手町1-2 (0197-22-2822)	奥州市・金ヶ崎町
花巻県税センター	花巻市花城町1-41 (0198-41-5144)	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町
一関県税センター	一関市竹山町7-5 (0191-34-4661)	一関市・平泉町
沿岸広域振興局県税室	釜石市新町6-50 (0193-25-2715)	釜石市・大槌町
宮古県税室	宮古市五月町1-20 (0193-64-2212)	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村
大船渡県税室	大船渡市猪川町字前田6-1 (0192-27-9917)	大船渡市・陸前高田市・住田町
県北広域振興局県税室	久慈市八日町1-1 (0194-66-9678)	久慈市・洋野町・普代村・野田村
二戸県税室	二戸市石切所字荷渡6-3 (0195-23-9216)	二戸市・軽米町・一戸町・九戸村

課税免除等申請書の記載要領

1 課税免除申請書（事業税）

- ① 申請年月日
課税免除申請書を提出する日を記載してください。
- ② 申請者
個人の場合は、課税免除を申請する事業者の住所（居所）及び氏名を記載してください。
また、指定された12桁の個人番号を記載してください。
法人の場合は、本店所在地、名称、代表者の職及び氏名を記載してください。
- ③ 事業が定められた認定地域再生計画の名称
該当する計画の名称を記載してください。（現在、該当する計画は「希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト」のみです。）
- ④ 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日
申請者が定めた計画について、県の認定を受けた日を記載してください。
- ⑤ 課税年度（事業年）、事業年度
課税免除を受けようとする事業税の課税年度等を記載してください。
- ⑥ 新設し、又は増設した特別償却設備
 - ・事業の種類
県の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に記載した「特定業務施設で行う業務」の内容を記載してください。
 - ・事務所又は事業所の名称、所在地
当該事業を行う事務所又は事業所の名称及び所在地を記載してください。
 - ・事業の用に供した日
新（増）設した対象施設等の操業開始年月日を記載してください。
 - ・認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に定められた事業の用に供した施設又は設備

県の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に記載した「特定業務施設となる建物等」の種類とその取得価額を記載してください。（12ページ「投下資本の種類別総額」を参照）
 - ・その他の固定資産の取得価額

県の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に記載した「特定業務施設となる建物等」以外の固定資産を取得した場合に、その種類と取得価額を記載してください。
- ⑦ 新設し、又は増設した対象施設等に係る従業者数
添付書類の「月別業務別従業者数明細書」中の直接従事する従業者の小計欄の人数を記載してください。（13ページを参照）
- ⑧ 県内の事務所等の従業者数
添付書類の「月別業務別従業者数明細書」中の合計欄の人数を記載してください。（13ページを参照）
- ⑨ 既に確定した税額、課税免除適用後の税額及び課税免除による軽減税額
広域振興局において調査確認のうえ決定しますので、記載を要しません。

2 課税免除等申請書（不動産取得税）

⑩ 申請年月日

⑪ 申請者

⑫ 事業が定められた認定地域再生計画の名称

⑬ 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日

⑭ 新設し、又は増設した対象施設等

⑩から⑭は、1の事業税と同じ要領で記載してください。

⑮ 家 屋

課税免除等の対象となる家屋について、必要事項を記載してください。

なお、対象となる家屋が2棟の場合は、それぞれについて「所在」から「床面積」欄に記載したうえ、「建設に着手した年月日」から「取得の原因」欄には主要な家屋の内容を、「取得価額」欄には、添付書類の「投下資本の種類別総額」中の該当する建物及び建物附属設備の取得価額の合計額を記載してください。

また、対象となる家屋が3棟以上の場合は、適宜別紙として添付したうえ、「建設に着手した年月日」以降の欄は上記同様に記載してください。

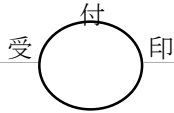
⑯ 敷 地

課税免除等の対象となる土地について記載してください。複数筆の土地を同時に取得した場合は、「〇〇番地外」として、まとめて記載して構いません。

「取得価額」欄には、添付書類の「投下資本の種類別総額」中の該当する土地の取得価額の合計額を記載してください。

課税免除申請書の記載例（個人事業税）

様式第1号

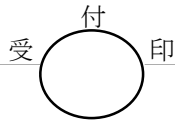


個人事業税課税免除申請書															
① ○年○月○日 ○○広域振興局長 様	② 申 請 者	住所（居所）	岩手県○○市○○町○○番地												
		氏 名	岩手 太郎												
		個 人 番 号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	
地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例第4条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。															
事業が定められた認定地域再生計画の名称		③	希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト												
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日		④	○年○月○日												
課税年度（事業年）		⑤	○年度分（○年分）												
新設し、 又は 増設した 特別償却設備	事業の種類	⑥	電子機器用部品製造業												
	事務所又は事業所の名称		◇◇電子部品研究所												
	所在地		岩手県△△市△△町△△番地												
	事業の用に供した日		○年11月1日												
	認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に定められた事業の用に供した施設又は設備		種 類	取得価額											
			事務所・研究所用建物	150,000,000 円											
			建物附属設備	9,000,000											
			機械装置	34,000,000											
その他の固定資産の取得価額	工場用建物	6,000,000													
	構築物、工具器具備品等	4,250,000													
区 分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
新設し、又は増設した対象施設等に係る従業者数 ⑦		人	人	人	人	人	人	人	人	7	7	7	8	8	37
県内の事務所等の従業者数 ⑧		2	2	2	2	2	2	2	9	9	9	10	10	61	
既に確定した税額 (ア)		円													
課税免除適用後の税額 (イ)		円													
課税免除による軽減税額 (ア) - (イ)		円													

(A4)

課税免除申請書の記載例（法人事業税）

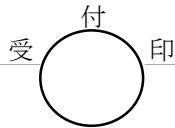
様式第2号



法人事業税課税免除申請書																		
 〇〇広域振興局長 様		①	〇年〇月〇日	②	申 請 者	所 在 地	岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地											
				名 称	〇〇電子産業株式会社													
				代表者氏名	代表取締役 岩手 太郎													
				法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	
地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例第4条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。																		
事業が定められた認定地域再生計画の名称					③	希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト												
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日					④	〇年〇月〇日												
事業年度					⑤	〇年4月1日 から 〇年3月31日												
新 設 し、 又 は 増 設 し た 特 別 償 却 設 備	事業の種類		電子機器用部品製造業															
	事務所又は事業所の名称		◇◇電子部品研究所															
	所在地		岩手県△△市△△町△△番地															
	事業の用に供した日		⑥	〇年11月1日														
	認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に定められた事業の用に供した施設又は設備		種 類	取得価額														
			事務所・研究所用建物	150,000,000 円														
			建物附属設備	9,000,000														
機械装置			34,000,000															
その他の固定資産の取得価額		工場用建物	6,000,000															
		構築物、工具器具備品等	4,250,000															
区 分					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
新設し、又は増設した対象施設等に係る従業者数 ⑦					人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県内の事務所等の従業者数 ⑧					8	8	8	8	8	8	8	39	39	44	44	44	266	
既に確定した税額 (ア)					円													
課税免除適用後の税額 (イ)					⑨ 円													
課税免除による軽減税額 (ア) - (イ)					円													

課税免除等申請書の記載例（不動産取得税）

様式第3号

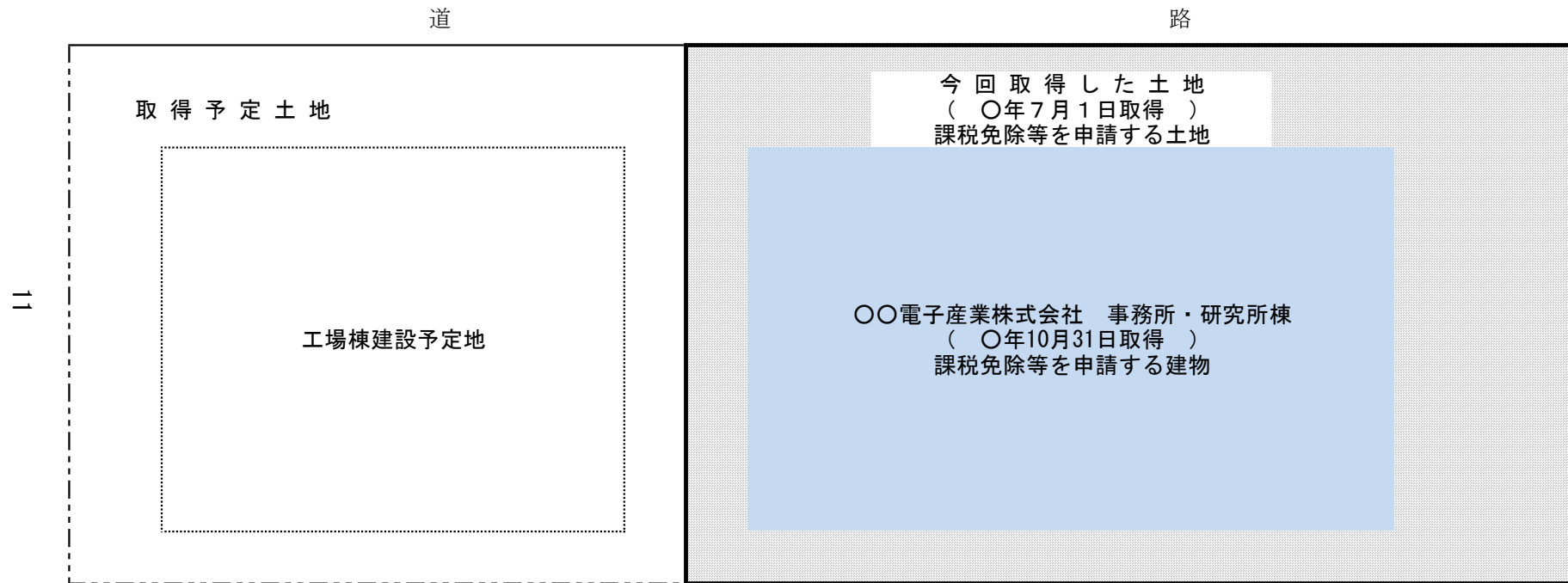


不動産取得税		課税免除 不均一課税		申請書											
⑩ 〇年〇月〇日 〇〇広域振興局長 様	⑪ 申請者	住所（居所） 又は所在地	岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地												
		氏名又は法人 の名称及び代 表者氏名	〇〇電子産業株式会社 代表取締役 岩手 太郎												
		個人番号又は 法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1
課税免除 不均一課税 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例第4条の規定により次のとおりを申請します。															
事業が定められた認定地域再生計画の名称		⑫	希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト												
認定地方活力向上地域特定業務施設 整備計画の認定日		⑬	〇年〇月〇日												
新設し、 又は増設した 特別償却設備	事業の種類	⑭	電子機器用部品製造業												
	事務所又は事業所の名称		◇◇電子部品研究所												
	所在地		岩手県△△市△△町△△番地												
	事業の用に供した日		〇年11月1日												
	認定地方活力向上地域特定業務施設 整備計画に定められた事業の用 に供した施設又は設備		種類	取得価額											
		事務所・研究所用建物	150,000,000 円												
建物附属設備		9,000,000													
	機械装置	34,000,000													
⑮ 家屋	所 在	種 類	構 造	床面積											
	△△市△△町△△番地	事務所・研究所	鉄骨造2階建	2,938.50 m ²											
	建設に着手した年月日	取得年月日	取得の原因	取得価額											
	〇年7月1日	〇年10月31日	新 築	159,000,000 円											
⑯ 敷地	所 在	地 目	地 積												
	△△市△△町△△番地 外	宅 地	6,000.00 m ²												
	取得年月日	取得の原因	取得価額												
	〇年6月14日	売 買	21,000,000 円												

(A4)

事業所全体の配置図

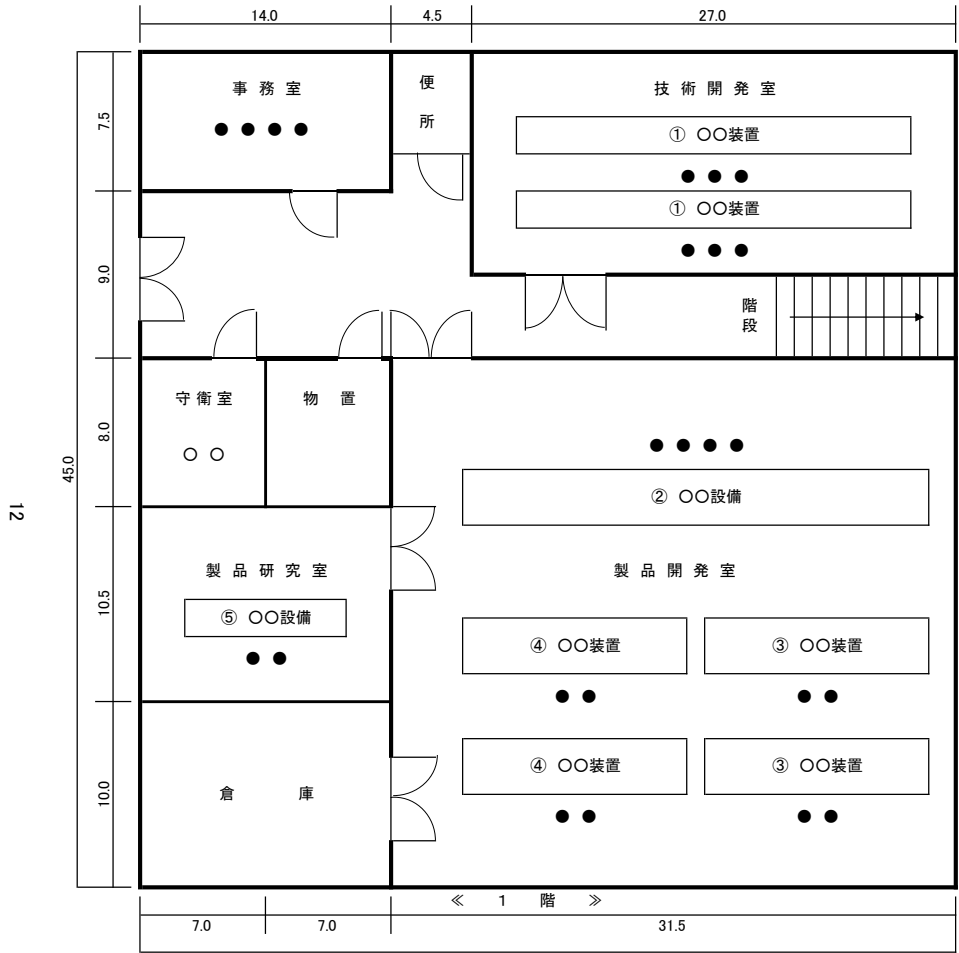
会社名：〇〇電子産業株式会社



建築図面（見取図、全体配置図等）の写しの添付で構いません。
課税免除等の対象施設が数か所にわたる場合は、それぞれ添付してください。

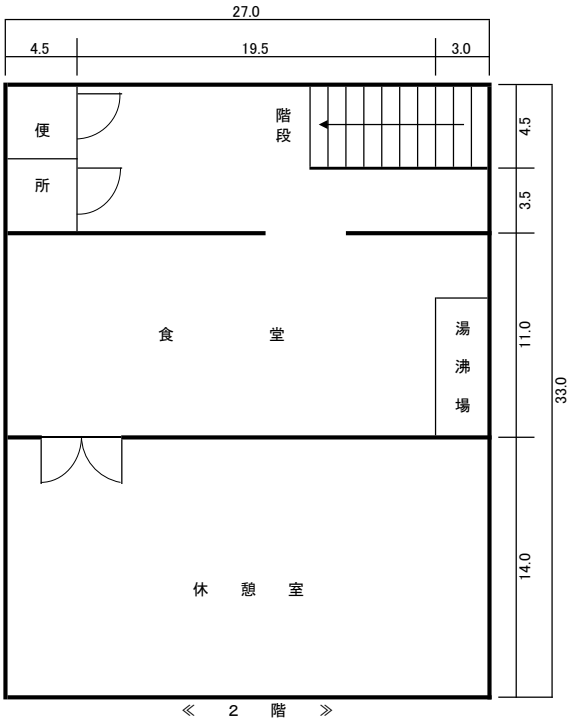
課税免除対象施設等に係る建物の平面図（機械装置及び従業員の配置図）

会社名： ○○電子産業株式会社



リース・移設機械の名称と配置番号			
リース機械			
移設機械			

新設又は増設した機械装置等を記載するとともに、従業員の配置状況を記載してください。
「月別業務別従業員明細書」の課税免除対象施設の従業員数及び「従業員名簿」と一致するものです。



床面積	
1 階	2,047.50㎡
2 階	891.00㎡
計	2,938.50㎡

● = 直接従業者（24名）
○ = その他従業者（2名）

(注)固定資産台帳等既存の資料で内容がわかるときは、その写しで構いません。

投下資本の種類別総額

「法人税法施行規則別表16(1)、(2)」又はその作成の基礎となった固定資産台帳と一致するものです。

会社名：〇〇電子産業株式会社

種 類	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	耐用年数	取得価額要件の判定	特別償却等の有無	配置図記号	備 考
土 地	○ ・ 7 ・ 1	・ ・	21,000,000 円	年	円	有 ・ 無		
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
(建 物)	・ ・	・ ・	(156,000,000)		(150,000,000)	有 ・ 無		
研 究 所	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	150,000,000	31	150,000,000	(有) ・ 無		鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超)
工 場	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	6,000,000	19		有 ・ (無)		鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超)
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
(建物附属設備)	・ ・	・ ・	(9,000,000)		(9,000,000)	有 ・ 無		
電 気 設 備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	2,000,000	15	2,000,000	(有) ・ 無		
給排水設備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	2,000,000	15	2,000,000	(有) ・ 無		
空 調 設 備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	5,000,000	15	5,000,000	(有) ・ 無		
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
(構 築 物)	・ ・	・ ・	(2,200,000)			有 ・ 無		
舗 装 工 事	○ ・ 11 ・ 20	○ ・ 11 ・ 20	1,500,000	10		有 ・ (無)		
庭 園	○ ・ 11 ・ 20	○ ・ 11 ・ 20	700,000	20		有 ・ (無)		
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
(機械装置)	・ ・	・ ・	(34,000,000)		(34,000,000)	有 ・ 無		
〇〇装置	○ ・ 10 ・ 20	○ ・ 11 ・ 1	7,000,000	11	7,000,000	(有) ・ 無	①	2 台 (3,500,000 × 2)
〇〇設備	○ ・ 10 ・ 20	○ ・ 11 ・ 1	13,000,000	11	13,000,000	(有) ・ 無	②	
〇〇装置	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	4,000,000	11	4,000,000	(有) ・ 無	③	2 台 (2,000,000 × 2)
〇〇装置	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	8,000,000	11	8,000,000	(有) ・ 無	④	2 台 (4,000,000 × 2)
〇〇設備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	2,000,000	11	2,000,000	有 ・ (無)	⑤	
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
(工具器具備品)	・ ・	・ ・	(250,000)			有 ・ 無		
複 写 機	○ ・ 11 ・ 30	○ ・ 11 ・ 30	250,000	3		有 ・ (無)		中古
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
(車両運搬具)	・ ・	・ ・	(1,800,000)			有 ・ 無		
ライトバン	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 10 ・ 31	1,800,000	5		有 ・ (無)		
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
	・ ・	・ ・				有 ・ 無		
計	・ ・	・ ・	224,250,000		193,000,000	有 ・ 無		

「課税免除等申請書」の「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に定められた事業の用に供した施設又は設備」及び「その他の固定資産の取得価額」と一致するものです。

地域再生法の規定による課税の特例(特別償却又は税額控除)を受けることができる資産について、「特別償却等の有無」の欄に「無」の記載をした場合は、「特別償却をしなかった理由書」の添付が必要となります。

「課税免除対象施設等に係る建物の平面図(機械装置及び従業者の配置図)」に記載された機械装置番号を記載してください。

月別業務別従業者数明細書

会社名：〇〇電子産業株式会社

区 分	業務内容(所属)		から									まで				
	事業所の名称		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
(事務所・研究所) 新設 ・ 増設 ○年11月1日	直接 従事 する 従業者	技術開発部門								5	5	6	6	6	28	
		製品開発部門								10	10	14	14	14	62	
		総務部門								4	4	4	4	4	20	
		小 計								19	19	24	24	24	110	
	そ の 他	守 衛								2	2	2	2	2	2	10
		小 計								2	2	2	2	2	2	10
計									21	21	26	26	26	120		
上 記 の 設 備 の 属 す る 事業所の他の従業者の数	名 称	工 場								10	10	10	10	10	50	
	計									10	10	10	10	10	50	
県 内 に 所 在 す る 他 の 事業所の従業者の数	名 称	〇〇営業所	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	
	計		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	
合 計			8	8	8	8	8	8	8	39	39	44	44	44	266	

(注)

- ・ 県内の事業所ごとに、月末における従業者数を記載してください。(記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。)
- ・ 課税免除の対象となる施設の従業者数の事業年度末(記載例の「3月計」)は、「免除対象施設等に係る建物の平面図(機械装置及び従業者の配置図)」及び「従業者名簿」と一致するものです。また、分割法人の場合は、「課税標準の分割に関する明細書」の記載内容と一致するものです。
- ・ 「従業者」とは、代表者、常勤や非常勤を問わず重役、顧問等の役員、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者等を含め、県内の事務所又は事業所に従事する全ての従業者をいいます。
- ・ 「直接従事する従業者」とは、新設又は増設した免除対象施設の用に供する減価償却資産(特別償却設備)に直接従事する者をいいます。
なお、新增設された家屋全体が特別償却設備に該当する場合は、当該家屋内で従事する従業者全体が対象となるものですが、新增設された家屋に特別償却設備

従 業 者 名 簿

会社名 (〇〇電子産業株式会社)

No. 〇

氏名	常用雇用者 (※2に該当する者)	業務内容(所属)	事業年度中途の入退社		従業員の配置状況												備考
			入社年月日	退社年月日	ROO/4	ROO/5	ROO/6	ROO/7	ROO/8	ROO/9	ROO/10	ROO/11	ROO/12	ROO/1	ROO/2	ROO/3	
〇〇 〇〇	〇	事務所・研究所 技術開発部門			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
〇〇 〇〇	〇	〃			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
〇〇 〇	〇	〃			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
〇〇 〇〇	〇	〃			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
〇〇〇〇〇	〇	〃			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
〇〇 〇〇	〇	事務所・研究所 製品開発部門			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	1	1	1	1	工場より配置転換
〇〇 〇〇	〇	〃			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	1	1	1	1	工場より配置転換
〇〇 〇〇	〇	〃	HO年〇月△日									1	1	1	1	1	
〇〇 〇	〇	〃	HO年〇月△日									1	1	1	1	1	
〇〇 〇〇	〇	〃	HO年〇月△日									1	1	1	1	1	
〃	〃	〃	〃	〃								〃	〃	〃	〃	〃	
〇〇 〇〇	〇	事務所・研究所 総務部門			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	1	1	1	1	工場より配置転換
〇〇 〇〇	〇	〃	HO年〇月△日									1	1	1	1	1	
〇〇 〇〇	〇	〃			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	1	1	1	1	工場より配置転換
〇〇 〇	〇	〃	HO年〇月△日									1	1	1	1	1	
〇〇 〇〇	〇	〃	HO年〇月△日												1	1	事後採用者
〇〇〇〇〇	〇	〃			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	1	1	1	1	〇〇営業所より配置転換
〇〇 〇〇	〇	〃	HO年〇月△日									1	1	1	1	1	
〇〇 〇〇	〇	事務所・研究所 守 衛	HO年〇月△日									〇	〇	〇	〇	〇	
〇〇 〇〇	〇	〃	HO年〇月△日									〇	〇	〇	〇	〇	
計	113人	113人															

- ※1 この名簿には、『月別業務別従業者数明細書』に記載された従業者全員を記載してください。
「従業者」とは、代表者、常勤や非常勤を問わず重役、顧問等の役員、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者等を含め、県内の事務所又は事業所に従事する全ての従業者をいいます。
なお、従業員の配置状況欄は凡例に従い、各月末に在籍する従業員について表示してください。
- 2 県内に住所を有する者であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっている者については、常用雇用者欄に〇印を付してください。
- 3 当該事業年度内に入社又は退社した者については、入社年月日欄又は退社年月日欄に当該年月日を記載してください。
- 4 配置転換等により所属部署が異動した場合はその内容を備考欄に記載してください。
- 5 新設又は増設した設備に従事させることを予定して順次採用した従業者は、備考欄に「先行採用者」と記載してください。
- 6 新設又は増設した設備を事業の用に供した後に採用し、当該設備に従事させた従業者は、備考欄に「事後採用者」と記載してください。

凡例

- 1・・・第1事業年度(H.〇.〇.〇新増設)の生産従事者
2・・・第2事業年度(H.〇.〇.〇新増設)の生産従事者
3・・・第3事業年度(H.〇.〇.〇新増設)の生産従事者
〇・・・上記以外の従事者

特別償却等をしなかった理由書

今期の決算において、租税特別措置法第○条第○項の特別償却を行うべきでしたが、経営上○○の理由からあえて実施しませんでした。

○年 5月31日

所 在 地 岩手県○○市○○町○○番地

名 称 ○○電子産業株式会社

代表者名 代表取締役 岩手 太郎

※ この理由書は、課税免除等の適用を申請する施設等について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する特例（第10条の4の2第1項から第3項まで又は第42条の11の3第1項若しくは第2項の規定による特別償却又は税額控除）を適用しなかった場合に限り提出してください。

なお、一部の資産について上記の特例を適用しなかった場合、あるいは租税特別措置法等の他の法律に規定する特別償却等を適用した場合であっても提出してください。